

表 [95号告示第25号のイ]

要介護1 : 老企第36号第2の9(2)

要支援1・2 : 老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号 別紙1第2の11(2)

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7が、「3.できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	—【※1】
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4が、「3.できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3が、「3.できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3が、「3.できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者	
	(一) 意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1が、「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7のいずれかが、「2.できない」 又は 基本調査3-8～基本調査4-15のいずれかが、「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2が、「4.全介助」以外
オ 移動用リフト(つり 具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8が、「3.できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1が、 「3.一部介助」又は「4.全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	—【※1】
カ 自動排泄処理装置【※2】	次のいずれにも該当する者	
	(一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6が、「4.全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1が、「4.全介助」

【※1】 アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者または指定介護予防支援事業者が判断する。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画または介護予防サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行う。

【※2】 カの「自動排泄処理装置」については、要介護3以下の者が確認対象となる。ただし、尿のみを自動的に吸引する機能のものについては、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者または指定介護予防支援事業者が判断する。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画または介護予防サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行う。